

令和8年度 安城市児童クラブ入会案内

～入会申請にあたっては、入会案内をよく読んで申請してください～

1. 児童クラブとは

保護者が就労等により昼間、家庭にいない市内の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

主体的な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を通して、児童の健全な育成を図る事業です。学校や塾とは異なり、学習指導は行いません。

2. 利用区分について

利用にあたっては通年利用（放課後・長期休業日利用）と長期休業日のみの利用があります。利用区分によって入会の基準が違います。申請後の区分の変更はできません。ご注意ください。

3. 入会の基準

小学1～6年生で集団生活ができる児童のうち、保護者及び69歳以下の同一住所（住民票の住所）の祖父母が（１）（２）（３）の理由により家庭にいない児童、若しくは、児童の養育ができない状態の時です。

※集団生活ができる児童とは、身の自立ができている、他害がない等です。ご不安のある場合は、事前に相談してください。

（１） 就労の場合

	通年利用の基準	長期休業日のみの基準
1、2年生	昼間4時間以上かつ午後3時以降まで就労していること	昼間4時間以上就労していること
3～6年生	昼間4時間以上かつ午後4時以降まで就労していること	昼間4時間以上就労していること

※自営の方については、自宅とは別に事務所・作業場専用の玄関があることが必要です。

※内職、夜勤のみの方は、利用できません。

（２） 出産、長期の入院により、大人が家庭にいないことができない場合

（３） 大人が家庭にいないが養育することが困難な場合

- ・疾病や負傷、または精神若しくは身体に障害を有しており、お子さんの養育ができない場合
- ・親族を常時介護している場合（就労の基準と同程度介護していることが必要です。）

4. 利用について

- ・利用には、**年度ごとに申請が必要**となります。利用期間は年度末（3月31日）までです。利用する必要がなくなった場合には、退会することができます。
- ・長期休業日利用の方は、春・夏・冬休みを選択できます。必要に応じて申請をしてください。また、終業式翌日から始業式前日までの期間が利用期間です。3月春休みと4月春休みは申請が別になります。申請した長期休業期間の変更はできますが、増やすことはできません。
- ・次年度への自動更新は、ありません。必ず年度毎に改めて申請してください。

5. 申請に必要な書類

※兄弟姉妹で入会希望の方は、
それぞれ1人ずつ申請が必要です。

※オンライン申請の前に、必要な書類を準備しておいてください。

- 1 就労証明書・診断書（入会の基準2に該当される方は、診断書等の証明書が必要。診断書は決められた様式にて提出）

※父・母のほか、同一住所に69歳以下の祖父母がいる場合は、その方の分も必要です。

※証明日から6か月以内のものが有効です。また就労期限のある方は期限が終了し、更新後に再提出が必要です。また就労予定、復職予定で証明された方も勤務開始後に再提出が必要です。（再提出されない場合は入会ができませんのでご注意ください）

- 2 口座振替依頼書（あんばん〜く窓口、各児童クラブで配布 安城市のHPからの申請も可）

※初めて児童クラブを利用する方のみ必要です。兄弟が利用していた方で同じ口座を利用する場合は、提出の必要はありません。

- 3 育成料減免申請書（生活保護、市町村民税非課税世帯等で減免を希望する方のみ）

6. 申請方法・申請期間

※あいち電子申請・届出システムを使用しての申請になります。

区分	入 会 月	申 請 期 間
通年	4月	<u>オンライン…令和7年11月1日～11月24日</u> <u>※申請期限…最終日の23時59分</u>
長期	4月春休み～ 7月夏休み～ 8月夏休み～ ※どの長期休業期間からの 方も申し込みできます	
通年 ・ 長期	途中入会 （5月以降） ※長期休業期間の方も 入会月の前月の申し込みが 必要です。	<u>オンライン…前月1日～20日</u> <u>※申請期限…最終日の17時</u>

※オンライン環境が整っていない等の理由で、書類での申請を希望する人は電話で児童クラブ係（72-2319）へ相談下さい。

※通年・長期休業期間とも申請期間は同じです。申請された後、4月の利用変更はできません。

※5月～8月の間に育休復帰が確定している方は、11月申請期間中に申請できます。

※11月の申請期間中に申請のない方は、原則、令和8年4月1日からの入会はできません。

※途中入会は、定員に余裕のある児童クラブのみ入会できます。

7. 優先基準について

入会については、「学年の低い児童」「ひとり親世帯」「保護者の就労時間が長い児童」の優先基準を考慮して決定します。定員超過の際は、審査させていただき、調整または不許可となる場合がありますので、ご了承ください。また、通年利用で申請されても、長期休業期間中は低学年の利用者を優先するため、定員に余裕のある他児童クラブでの利用や、利用を不許可とする場合がありますので、ご了承ください。介護については、聞きとり状況により入会できない場合があります。クラブの部屋割りについては、全てこども課に一任させていただきます。

8. 育成料

	通年利用者（毎月・8月除く）	8月利用者	長期休業日のみ利用者 （4・7・12・1・3月）
育 成 料	月額 5,200円	月額 8,600円	月額 2,600円

※日割り計算はしません。

※長期休業日の利用については、それぞれ利用する月毎に育成料が必要となります。

※入会後は「退会届」「休会届」を提出されない限り、1日も利用されなくても、育成料は発生します。また、月途中で入会・退会された場合も、1か月の育成料を徴収させていただきます。

※育成料は、金融機関の口座からの振替納付を原則としていますので、口座振替依頼書を提出してください。安城市のHPからの申請も可能です。振替日は、毎月末日です。振替日が金融機関の休業日の場合はその翌日となります。（12月の振替日は入会後にご案内します）

※滞納が続いた場合は退会していただくことがあります。

9. 育成料の免除

次の世帯は育成料を免除することができます。免除を希望される場合は**育成料減免申請書**を提出してください。（対象世帯に該当していても、申請がない場合は適用ができませんのでご注意ください）

- （1） 生活保護世帯
- （2） 保護者及び69歳以下の同一住所の祖父母の市町村民税が非課税（参照）

【参 照】4月分から6月分までの育成料は前年度市町村民税、7月分から翌年3月分までの育成料は、入会年度の市町村民税で免除を判定します。

育成料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
市町村民税	前年度で判定			入会年度で判定								
非課税証明書 発行先※	前年1月1日に 住民登録のある市町村			令和8年1月1日に住民登録のある市町村								

※非課税証明書発行先が安城市の場合は、こども課で確認・審査ができますので、証明の提出は不要です。安城市以外の場合のみ、該当の市区町村で「市町村民税非課税証明書」の発行手続きをしていただき、提出してください。

令和8年度入会申請については

↓↓こちら↓↓



※申請は、就労証明書・診断書等の
写真・データの添付をお願いします。

就労証明書は
↓↓こちら↓↓



口座振替申請は
↓↓こちら↓↓



10. 開所時間・お休み

開所時間	平日	下校時 ～ 19:00
	土曜日／祝日／春・夏・冬休み／学校代休日	7:30 ～ 19:00
	※土曜日・祝日に開所する児童クラブは下記参照	
お休み	日曜日／12月29日～翌年1月3日	

◎ 児童クラブ一覧

児童クラブの住所、電話番号等、詳細については、下記の二次元コードから検索できます。



※学校敷地内外児童クラブ専用建物または学校内特別教室での保育になります。

○土曜日に開所する児童クラブは、下記のクラブです。

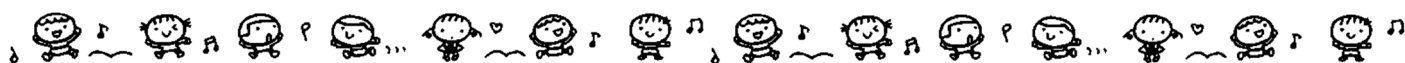
(二本木・南部・桜井・北部・丈山・桜町)

○祝日に開所する児童クラブは、下記のクラブです。

(二本木・南部)

●公立児童クラブ問い合わせ先 安城市役所 こども課児童クラブ係(あんば〜く内)

TEL 72-2319(直通)



◎ 民間児童クラブ一覧

民間児童クラブのお申し込みにつきましては、直接、下記へお問い合わせください。

No.	クラブ名	所在地	電話	対象学年	主な小学校区
1	学童保育 なかよしクラブ	昭和町3-26	74-3664	1~6年生	中部・新田
2	ひまわりクラブ	御幸本町11-17	74-4400	1~6年生	錦町・桜町
3	安城つくしクラブ	緑町1-12-12	76-7567	1~6年生	二本木・梨の里
4	まなびの杜パロー教室	篠目町1-11-17 パロー安城店2階	66-8346	1~6年生	作野・梨の里 今池・北部・新田
5	まなびの杜第2教室	篠目町新郷3 増田貸事務所2階	66-8346	1~6年生	作野・梨の里 今池・北部・新田
6	学童保育 りんぐ	横山町下毛賀知2-10	090- 1275-0670	1~6年生	三河安城・錦町 二本木・桜町